仕　様　書

1. 業務名

令和8年度熊本港湾・空港整備事務所本庁舎外2箇所構内整備

2. 業務概要

本業務は、熊本港湾･空港整備事務所庁舎外2箇所の構内において中低木･高木の剪定作業、除草作業を行うものである。

3. 業務内容

項　　目	単位	数量	備考
熊本港湾・空港整備事務所			
剪定、除草作業	式	1	
本庁舎	式	1	1,000㎡程度
熊本空港分室	式	1	130㎡程度
八代港分室	式	1	900㎡程度
廃棄物運搬処理	式	1	

4. 履行場所

本庁舎構内及び周辺	熊本市南区川尻2-8-61
熊本空港分室構内及び周辺	熊本県上益城郡益城町大字杉堂799-2
八代港分室構内及び周辺	八代市港町139

5. 履行期間

契約締結の日から令和9年1月29日までとする。

6. 検査

本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

7. その他

1）　業務の工程等については、当局職員と十分に打ち合わせを行い実施すること。

2）　業務の実施にあたっては、安全確保に万全の措置を講じなければならない。

3）　履行に際しては、既設構造物に損傷を与えないように行うものとし、損傷等を与えた場合は速やかに 当局職員に報告し、その指示に従い、受注者の責において原状復旧しなければならない。

4）　発生した枝葉等は、関係法令を遵守し、適正に処分しなければならない。

5）　本仕様書に明記されていない事項並びに本業務に疑義を生じた事項については、別途協議する。

6）　本業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

7）　6)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

8）　6)及び7)の行為を怠った事が確認された場合には、指名停止等の措置を講じることがある。

9）　本業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより行程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。